

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第15号

Vol. 15

January, 2019



ふと立ち止まって考える

～2つのインドから思う～	2
フランスから娘がやって来た	3
相続法の改正について	4
NY州弁護士登録までの道のり	8
旬の魚をおいしく食べる—1～6月のおいしい魚	10
新人挨拶	11
事務局通信	12

ふと立ち止まって考える ～2つのインドから思う～

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山峻司

新春号をお届け致します。本年も何卒よろしくお願い致します。

昨年11月17日から21日までニューデリーで開催されたA P A A (Asian Patent Attorneys Association) の総会に参加してまいりました。

先ず下の二つの写真をご覧ください。1つは今のオールドデリー(街中の騒音と群集のバザー)、今1つはインドラガンディ国際空港至近のエアロシティ(五つ星ホテルが並ぶ)です。

その両者施設やインフラなどのギャップの差に愕然とします。ニューデリーの南部にはエアロシティと並ぶグルガゴンをはじめとする新興地域が次々と建設中でクレーンがいたる所に林立しています。

シン前政権(04～13年度)から14年以降のモディ政権の経済開放政策により外資の流入は凄まじく、実質経済成長率は中国を上回る勢で、この国は一体どこに向かっているのだろうかとも目も眩むばかりです¹。

様々な問題(経済格差の広がりやカーストなど旧制度、宗教対立など)も噴出しています²。

ただ、どちらの場所もPM2.5の影響か、空気が非常に悪いと実感しました。5つ星ホテルの屋外プールの隔絶した空間でひどい大気汚染の中、プールサイドのベンチで日光浴する外人宿泊客の光景は何と表現してよいのか複雑なものを感じます。

日本に戻ると何時ものことながらほっとします。安心、安全、居心地のよさ等々のかけがえないものが今の私どもの日本には普通に当たり前のように維持されていることに改めて気づかされます。

翻ってグローバルスタンダード(伸縮自在のスタンダードと命名された尺度)から、日本は、遅れていて取り残されているのでしょうか？

本年には、天皇陛下の退位と皇太子殿下の即位と改元、G20サミット首脳会議の開催、消費税率の10%への引き上げ等々が予定され、明年以降にはオリンピック(2020年)、万国博覧会(2025年)など吉書となる出来事が予定されています。

高度経済成長期ではない少子高齢化の現代の日本の行く末をあれこれと思わざるを得ません。

どうか皆様にとり日々恙ない1年となりますように祈念しております。

当事務所一同も初心に立ち戻り、日々の業務に精励してまいります。



¹ 高邑青著「二つの『インドから』時代のうねりの中で」(2012年3月発行・幻冬舎ルネッサンス)は、1973年と2010年の時代間での2つのインドを紹介しています。

² アルダンティ・ロイ著「民主主義の後に生き残るものは」(2012年8月発刊・岩波書店)

フランスから娘がやって来た。

弁護士 阪口 誠

新年明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、プライベートなことで昨年1年間を振り返ってみると、父の1回忌法要を8月に執り行ったことと、8月下旬、フランスから娘がやってきたことが大きな出来事でしたが、ここでは後者についてお話しさせて頂くことにします。

誤解されている方はいらっしゃると思いますが、フランスの娘は、残念ながら実の娘ではありません。私が所属している東大阪ロータリークラブが交換留学生を受け入れることになり、私共の家庭が8月下旬から11月下旬までのホームステイ先になったという次第です。

彼女のことを簡単に紹介しますと、フランス西部の町ナント出身の16歳高校生です。彼女はフランス語以外は英語が堪能で、日本語は来日が決まってから約3ヶ月間独学で勉強しただけとのことでした。また、彼女にとって、今回のホームステイが初めての来日でした。

なぜ、日本でのホームステイを希望したのか質問したところ、やはりフランスで日本のアニメが紹介され、それから日本に興味を持ったようですが、「どんなアニメ？」と聞けば、一番好きなのがなんと「Death Note」とのこと。

一方、私は日本語以外は殆どダメで、我が家で一番英語を話せる次男は既に独立しており、当てになる家族は全くなしの状態で、出たところ勝負で受け入れることになりました。

「案ずるより産むが易し」。片言の英語と手振り身振りでどうにか意志疎通ができるものだ実感しました。彼女も勉強熱心で学校から帰宅すると毎日日本語の勉強をしていたので、日々日本語が上達しましたが、日本語を教えることの難しさに改めて気が付きました。例えば、「人」と「者」の違いを聞かれたときなどは皆様ならどのように教えられるのでしょうか。



また、フランス語の発音が難しいのは、一般に知られていることですが、フランス語には、「h」を発音しないようで、そもそも「ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ」と発音することがフランス人には難しいようです。

家内にはほぼ毎日お弁当の用意をしてもらうという苦勞はかけたものの、約3ヶ月間、ほぼ毎週名所・旧跡を巡り、フランス文化の話の聞いたり、日本の文化を教えたり、なかなかすることができない貴重な経験をすることができました。本年7月にフランスに帰国するまでまだ会う機会があると思いますが、「お父さん、いつかフランスに来て」と言われたときは、彼女を受け入れて良かったなあと感じました。

相続法の改正について

弁護士 松 下 聡

1 はじめに

平成30年、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、相続に関する法律、いわゆる相続法が改正されました。相続は、人生で何度も関わることは少ないですが、一方で、全く無縁でいられる人も多くありません。その点で、多くの方の関心があると思われるので、新制度の創設や、結論に大きく影響のある改正について、概要を解説したいと思います。

なお、下記に紹介した改正の他にも、従前の判例を明文化した改正や、相続による権利変動の対抗要件の変更などの改正も行われています。その他、詳細や個別の事案への適用についても、遠慮なくお尋ねいただければと思います。

2 配偶者居住権について

(1) 配偶者居住権は、今回の改正で新たに創設された権利です（改正民法1028条～1036条）。

(2) 夫婦の片方が所有する不動産に、夫婦二人で居住していることは少なくありません。例えば、夫単独名義の建物に夫婦で住んでいるケースにおいて、夫が亡くなったとします。もし当該夫に子どもが二人いれば、法定相続分は妻が2分の1、子どもがそれぞれ4分の1です。他に遺産が全く無ければ、当該建物を法定相続分どおりの共有にすることになるでしょう。

現行法において、建物の単独所有者になれなかった妻は、必ず出ていかなければならないというものではありませんが、当該建物に単独で居住する権利が保証されるものでもありません。

(3) 配偶者居住権とは、当該配偶者が、無償で、当該居住していた建物を使用収益する権利です。期間を定めた場合はその期間、定めなかった場合は配偶者の終身の間、使用収益出来るものとされました。

今回の改正では、被相続人（亡くなった人）の財産である建物に、被相続人の配偶者が居住していた場合で、遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされるか、配偶者居住権を遺贈された場合、配偶者居住権を取得するものとされました。すなわち、配偶者が家に住み続けることを望む場合、被相続人は、遺言で配偶者居住権を遺贈することにより、配偶者の居住する権利を確保することができます。また、そのような遺言が無い場合でも、共同相続人間の協議により、配偶者居住権を認めることができます。さらに、遺産分割協議が成立せずに裁判所の審判になった場合でも、配偶者が配偶者居住権の取得を希望すれば、裁判所が事情を考慮して、配偶者の生活維持のために特に必要があると認める場合には配偶者居住権を認めることができます。

(4) 配偶者居住権は、遺産の一部として取得することになりますので、取得した配偶者は、その分、その他の財産を相続することができなくなります。先程の例で言うと、配偶者

居住権が不動産価値の2分の1であった場合に、配偶者居住権を妻が取得した場合は、不動産の所有権は子らが取得することになると思われます。

配偶者居住権の評価方法は、法律に定めがありませんが、当該建物の相当な賃料額などから評価するべきものと考えられます。

3 配偶者短期居住権について

(1) 配偶者短期居住権も、今回の改正で創設された権利です（改正民法1037条～1041条）。

(2) 被相続人の所有する建物に配偶者など相続人の一人が同居していた場合、現在の判例では、相続開始（被相続人が亡くなったとき）から遺産分割時まで、当該建物を無償で使用することを認める使用貸借契約が成立していたものと推認するとされています。これにより、遺産分割が完了して当該建物が誰の所有に帰属するか確定するまでは、そのまま当該建物に居住できるケースが大半となっています。しかし、例えば当該建物を第三者に遺贈している等、明らかに上記契約に反する被相続人の意思が立証できる場合、この権利は成立しないことになっていました。

(3) 今回の改正により、被相続人の所有する建物に無償で居住していた配偶者は、遺産の分割により建物の帰属が確定し、かつ相続開始から6か月経過するまでは、配偶者短期居住権として、当該建物を無償で 사용할ことができるものとされました。例外として、相続放棄した場合等、配偶者が当該建物の遺産分割手続に関与できない場合、相続などにより建物の所有権を取得した者の申し入れから6か月間を経過すると、配偶者短期居住権が消滅するものとされます。

これにより、最低でも相続開始から6か月間は、引き続き当該建物に居住することができるようになりました。

(4) なお、配偶者短期居住権は、相続財産ではないため、上記の配偶者居住権と違い、これによって利益を受けたとしても相続分から控除されるわけではありません。

4 持戻し免除の意思表示の推定について（改正民法903条4項）

(1) 先ほども例に出した子二人の夫婦の場合で、夫が土地建物で3000万円の価値の自宅と、3000万円の預貯金を遺したとします。もし、夫が遺言で妻に不動産を全て遺贈した場合、配偶者の法定相続分2分の1に達しますので、妻は預貯金を受け取ることができなくなります。

この場合、夫が遺言で「持戻し免除の意思表示」をしていると、遺贈した不動産について、相続分から控除しないため（遺留分の問題は残ります）、預貯金についても、妻は法定相続分2分の1の権利を有することになります。

(2) 今回の改正により、婚姻期間20年を超える夫婦の一方が、他方に対して居住用不動産を生前贈与又は遺贈した場合、当該不動産について持戻し免除の意思表示が推定されることになりました。これにより、持戻し免除の意思が無かったと立証されない限りは、意思表示があったものとして取り扱われますので、配偶者の相続権がより強くなったと

言えます。

5 遺産分割前の預貯金払戻し制度について（改正民法909条の2）

- (1) 従前は、相続開始後・遺産分割前であっても、（銀行が応じるかどうかは別にして）遺産である預貯金の払い戻しは可能であるとされていました。最高裁は、平成28年の決定により、預貯金債権が遺産分割の対象に含まれると判断しました。これにより、遺産分割が完了するか、共同相続人全員の同意が無ければ、原則として、預貯金を払い戻すことが出来ないと考えられます。

なお、現行法においても、家事事件手続法により、相続人の急迫の危険を防止するため必要がある場合、家庭裁判所の手続により、仮処分として払い戻しを受けることができますが、要件が厳しい上に裁判手続も必要です。

- (2) 今回の改正により、相続人は、150万円を上限として、相続開始時の当該口座の額の3分の1×法定相続分の金額であれば、単独で払い戻しを受けられることになりました。なお、払い戻しを受けた額については、遺産分割において取得したものと取り扱われます（実際に遺産分割を行う際は、相続分から控除されます）。
- (3) なお、家事事件手続法も同時に改正され、上記仮処分の要件が一部緩和されることになりました。家裁での手続やその他の条件はありますが、急迫の危険ではなく、「相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情」があれば、仮分割が認められ、預貯金の一部払い戻しを受けられるとされました。

6 自筆証書遺言の方式緩和について（改正民法968条）

- (1) 自筆証書遺言とは、遺言者が自筆で作成する遺言です（それ以外の典型例として、公正証書遺言があります）。従前は、その有効要件として、財産目録を含めた全文を自書することが求められていました。
- (2) 今回の改正により、相続財産の特定に必要な事項（いわゆる財産目録）については、自書する必要がなくなりました。すなわち、パソコンによる作成や代筆でも有効となりました。代わりに、自書しなかった全てのページについて、自筆で署名し、押印する必要があります。

7 自筆証書遺言の保管制度について（法務局における遺言書の保管等に関する法律）

- (1) 自筆証書遺言は、作成時に何らの手続きも要しない代わりに、保管は任意の方法によって行い、相続の発生後に裁判所において検認手続きを受ける必要があります。検認を受けなければ、遺言書による相続登記もできません。
- (2) 今回の新制度により、所定の様式による自筆証書遺言を作成することで、法務局に保管を申請できることになりました。その場合、検認手続きを受ける必要がなく、相続人は遺言書情報証明書の交付を受けることで、相続登記が可能となります。なお、遺言者の生前は、相続人等が遺言書の内容を知ることはできません。

8 特別寄与制度について（改正民法1050条）

(1) 現行民法において、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与（家業に対する労務の提供、資金の提供、療養看護など）をした相続人は、その寄与分に応じて、相続分の加算を受けることができます。例えば、上記の子二人の夫婦について、夫が死亡し、遺産が6000万円、長男の寄与分が1000万円とします。寄与分を考慮しない場合、長男の相続分は4分の1の1500万円です。寄与分を考慮する場合、遺産から寄与分額を引いてみなし相続財産を算定し（6000万－1000万＝5000万）、一応の相続分を計算して（5000万の4分の1＝1250万円）、寄与分額（1000万円）を具体的相続分に加算することになりますので、長男の実際の相続分は2250万円になります。

しかし、特別の寄与を行ったのが長男自身ではなく長男の妻であった場合、長男の妻は相続人ではないため、直接には寄与分を受けることはできませんでした。また、子がいる場合の兄弟姉妹なども、相続人ではないため、寄与分の恩恵を得ることができませんでした。

(2) 今回の改正により、被相続人の相続人以外の親族が、「被相続人に対し無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより」特別の寄与をした場合、相続人に対し、寄与に応じた金銭（特別寄与料）の請求をできることになりました。もちろん、請求の金額は相続財産の額を超えることはできません。また、遺贈は特別寄与制度の請求に優先するため、被相続人が相続財産の分配方法を全て遺言で指定しておく、特別寄与料を請求する余地は無いと考えられます。

9 施行の時期について

自筆証書遺言の方式に関する改正については2019年1月13日、配偶者居住権及び配偶者短期居住権については2020年4月1日、その他の民法の改正については2019年7月1日に施行されます。また、遺言書の保管制度は、2020年7月10日に開始するとされています。



NY州弁護士登録までの道のり

弁護士 安田 幸司

過去二回にわたり、NY州司法試験受験体験記及びプロボノ活動についての記事を書かせて頂きました。今回も、引き続きNY州弁護士登録に関する内容を書かせていただきます。

さて、NY州弁護士登録に向けて、「NY州の司法試験に合格すること」及び「50時間のプロボノ活動を行うこと」という2つの大きなハードルについては、昨年9月までにクリアすることができました。残りの作業としては書類を揃えてNY州の司法試験委員に提出するだけなのですが、この作業にかなりてこずってしまったということもあり、今回は提出書面についての記事を書くことにしました。以下の6つが、最終的に私が提出した書類となります。

(1) Notice of Certification

①The New York Law Course (NY州独自のWeb経由の授業)、②the New York Law Exam (NY州独自の試験)、③Multistate Professional Responsibility Exam (MPRE) (法曹倫理に関する試験)、④ the New York State Bar Examination (NY州司法試験)の4つ全てをクリアしたら、(通常であれば)NY州の司法試験委員から、「Notice of Certification」というものがメールで送られてくるので、この「Notice of Certification」を提出する必要があります。

なお、私の場合、上記①～④は、2017年12月時点で全てクリアしていたのですが、「Notice of Certification」がメールで送られてきておらず、書類を揃え始めた昨年9月に、その事実気づきました。そのため、NY州の試験委員の事務所まで電話をかけて事情を伝え、ようやくこのNotice of Certificationを取得することができました。

(2) Application for Admission Questionnaire

自分自身で作成する申請書になります。全部で20ページに及ぶ書類です。

この申請書は、学歴や職歴を記載するだけでなく、犯罪歴や借金の有無についてまで回答しなければならない(Yes/Noで回答する)内容となっています。

分量としては20ページと膨大なのですが、特に問題がなければ「No」にチェックをつけていけば問題ないため、申請書自体の作成には手間がかかることはありません。

学歴に関しては、「大学」以降の学歴を記載する必要があり、さらには「法学」についての学位を取得しているものについては、別途それぞれの大学(及び司法研修所)から、「Law School Certificate」という、それぞれの大学を卒業したことを証する書類をNY州の司法試験委員に提出(学校から直送)してもらう必要があります。私は法学部出身ではないため、日本のロースクール、アメリカのロースクール、司法研修所の3ヶ所から、「Law School Certificate」を作成の上、提出してもらいましたが、法学部出身の方は4ヶ所から提出してもらう必要があります。なお、私の場合、アメリカのロースクールに「Law School Certificate」のフォームを郵送した後、ロースクールの担当者宛に「Law School Certificateを送ったので、提出してください。」とメールを送ったのですが、そのメールに対する返信がなく、対応してくれるのか不安だったのですが、無事提出してもらうことができました。

(3) Form Affirmation as to Applicant's Good Moral Character

知人2名（職場の同僚は不可）から、「人格的に問題がない」ということを証明してもらう必要があります、書類を作成のうえ、提出する必要があります。

従前、この書類は公証が必要だったのですが、2018年秋から制度が変わり、公証が不要となりました。

(4) Form Affirmation as to Applicant's Law-Related Employment and

勤務先から、問題がないことを証明してもらう必要があります。現在の勤務先だけではなく、過去の勤務先からも書類を作成してもらう必要がありますので、転職歴がある人は、書類取得に手間がかかるものと考えられます。

なお、この書類に関しても、従前は公証が必要だったのですが、2018年秋から制度が変わり、公証が不要となりました。

(5) Certificate of Good Standing

申請者がNY州以外（アメリカ国内だけでなく、海外も含む）で弁護士登録をしている場合には、「懲戒等をされていないこと」を証明する書類を、登録している地域の弁護士会から発行してもらう必要があります。私は大阪弁護士会の会員ですので、「大阪弁護士会」及び「日弁連（日本弁護士連合会）」から、証明書を発行していただきました。

なお、この証明書は、NY州の司法試験委員に書類を提出する60日以内に作成されたものでなければなりません。私のように、書類の収集に時間がかかってしまう方は注意しなければなりません。

(6) プロボノ活動に従事したことを証明する文書

プロボノ活動（50時間）に従事したことを証明する文書（「Form Affidavit as to Applicant's Compliance with the Pro Bono Requirement, Including Certificate by Supervisor」）の提出が必要となります。

この書類は、私自身のサインについては公証人による公証が必要となります。また、上記文書の名称に「Including Certificate by Supervisor」と書かれているように、監督した法律家によるサインが必要となります。なお、監督者によるサインには公証は必要ありません。

前回の事務所報でお伝えしましたとおり、私は、アメリカのイリノイ州にある Illinois Legal Aid Online (<https://www.illinoislegalaid.org>) という組織において、LiveHelp Operator のプロボノ活動をしておりました。私自身のプロボノ活動は日本国内で行うのですが、監督者はアメリカイリノイ州の弁護士になります。そのため、私自身のサインについて公証を受けたのちに、その書類をイリノイ州まで送り、監督者のサインを貰ったうえで返送してもらう必要があります、かなりの手間がかかりました。

以上、6つの書類を提出し、書類に不備等がなければ、インタビュー（面接）及び宣誓式の日程が記載されたメールが届きます。

次回の事務所報では、ようやく、インタビュー及び宣誓式の状況をご報告できるかと思えます。NY州弁護士登録についての記事が続きますが、もう暫くお付き合いいただけますと幸いです。

旬の魚をおいしく食べる—1～6月のおいしい魚 弁護士 矢倉雄太

私の実家は、鮮魚の仲買をしています。私自身は「食べる専門」でしたので、鮮魚の仕入れなどで魚の「旬」を感じることはありませんでしたが、季節ごとに食卓に並ぶ魚を見ながら、それぞれの魚の「旬」を感じてきました。

11月上旬頃、自宅の食卓に「はも（鱧）」の照り焼きが並びました。

しかしながら、鱧の旬は一般的には夏頃ですので、この時期に鱧が食卓に並ぶことを不思議に感じた次第です。

そこで、本書では、私自身の記憶をたどりつつ、現役の仲買人から聴き取りをしました話を交えながら、魚の旬について簡単にまとめてみたいと考えています（紙幅の都合上、1～6月について簡単にまとめてみます。また、本稿で述べる「現在」は2018年11月18日現在のものです）。

1～2月 この時期は、仲買人いわく「時季的に、お鍋料理用の魚がよく出る（売れる）」とのことで、特にアンコウ、たら、ふぐ、さわら（鱈）、寒ブリなどが取引として多いそうです。アンコウは、山口県近海や、青森県、島根県産のものが大阪の市場に入ることが多いそうですが、日本海側（寒い海）で獲れるものがやはりおいしいとのことでした。

他にもアンコウであればあん肝、たらであれば白子など、時季の一品料理も非常に魅力的です。

また、この時季のさわらは、脂がのっているため、新鮮なものであれば、皮の部分炙り、「たたき」のような状態にしてポン酢で食べるのがおすすめです（産地としては、長崎の五島列島のものがおいしいようです）。

3～4月 春先から春にかけて、「鯛（タイ）」の美味しい時期となります。

鯛であれば、近畿では明石で獲れた「明石鯛」が有名ですが、昨年から品薄であったようです。

この理由としましては、もちろん諸説あるように思われますが、私が聴き取りをしました仲買人の話では、昨年の台風などの影響で河川から大量の淡水が海に流れ込んだことで、鯛の餌となる海水中の小魚が減少し、その影響を受けて鯛の数自体も減っているという話が仲買人間でなされているそうです（同様の理由で明石のタコも減っているそうです）。

現在大阪の市場に入ってくる鯛で特におすすめのものとしては、「淡路島」産の鯛とのことで、淡路島で獲れた鯛は、湾内ものため、身の締まりがよく、脂が凝縮されていて特においしいようです。

鯛は、塩焼きにして食べるのがオーソドックスです。しかし塩焼きも鯛が大きい場合などには食べきれず、身が残ることもあるかと思えます。その際には、残った身を入れて茶わん蒸しを作りますと、鯛の出汁が出て茶碗蒸しにコクと深みが出ますのでおすすめです。

5～6月 この時季に入りますと、「初カツオ」が市場に出てきます。初カツオは有名な高知県で水揚げされたものはもちろん、鹿児島や和歌山で水揚げされたものも大阪の市場に入ってくるらしく、いずれも高知県に劣らずおいしいそうです。

初カツオは「たたき」にして食べるのが有名ですが、「たたき」が残った際などには、酒とみりとショウガと醤油、砂糖を少し入れて炊きますと、カツオのショウガ炊きとなります。「生魚」と違い日持ちもしますし、ご飯のお供にも最適です。

また、トリガイもこの時季が旬です。石川県や愛知県で獲れたものがおいしいそうですが、特に石川県で獲れたものは、身も大きく、柔らかさも良いとのことでした。

以上のとおり、1～6月までの一部の魚の旬などを簡単に振り返ってみました。また機会がございましたら、次回は7～12月の魚の旬などについてまとめてみたいと考えています。

新人挨拶

弁護士 塩田陽一朗



新年明けましておめでとうございます。

この度、中之島シティ法律事務所に入所いたしました、塩田陽一朗と申します。

私は、東京大学法科大学院在学時に、実務家教員の弁護士の先生の講義を受けたことがきっかけで、知的財産法に興味を持ちました。知財の世界は、権利保護の対象である発明・表現等の背後にある様々な分野の技術的・文化的なアイデアに触れることができ、知的興味がかき立てられるところに面白さがあると思います。今後は、知財関係の業務に取り組んでいきたいと考えております。

私は、法学部から法科大学院に進学した、いわゆる文系の人間です。そのため、専門技術的な事項を理解するには、それなりの労力を要するかもしれません。しかし、最終的な判断権者である裁判官の多くも理系のバックグラウンドがないのですから、裁判官に理解してもらうために何を説明しなければならないかを的確に把握することに関しては、積極的な側面もあるかと思えます。

また、私は、これまでの人生の中で必ずしもまっすぐに歩を進めて来られたわけではなく、立ち止まざるを得ないことが少なくありませんでした。その度に、自分を見つめなおして、壁を超えるべく不断の努力を続けてまいりました。その経験は、相当の労力を要する知財の仕事をする中でも活かしていきたいと考えております。

ところで、私は、兵庫県で生まれ、大阪の高校に通い、大学へ進学するまでの期間を関西の地で過ごしてまいりました。そして、この度、大阪で弁護士として執務を開始することとなりました。そういった経緯もあって、今後は、友人や知人から、知財以外の様々な分野についても相談を受ける機会は少なくないかと思えます。そういった相談にも対応できるようになるため、知財に限らず幅広い分野の業務に積極的に取り組んでいきたいと考えております。そして、様々な分野で経験を積み重ね、スペシャリストであると同時にジェネラリストでもある法曹になりたいと思っております。そのために、一個一個の事件について、依頼者の方の希望を実現し、また私自身も多くのノウハウを身に付けられるよう、最善の努力を尽くしてまいります。

最後になりますが、一日でも早く自分の理想とする法曹となるべく日々執務に励んでまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事務局通信



本年もよろしくお願ひ致します。
事務局一同

所属弁護士

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司 弁護士・公認不正検査士 阪口 誠
弁護士 湯浅 靖 弁護士 松下 聡 弁護士 安田 幸司
弁護士 矢倉 雄太 弁護士 塩田 陽一朗

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

<http://www.nclaw.jp> E-mail : info@nclaw.jp

